

65歳以上の方の

介護保険料

(第1号被保険者)

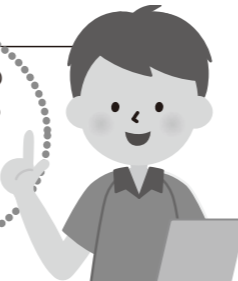
- 介護サービス費用の23%が、65歳以上のみなさんの保険料によってまかなわれています。
(他の財源=40～64歳保険料…27%、国…25%、道…12.5%、市…12.5%)
- 65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、北見市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。
- 令和3年度から令和5年度の3年間の基準額は次のとおりです。

基準額

6,080円(月額) × 12ヶ月 = 72,900円(年額)
(100円未満切り捨て)

- 介護保険料は、上記の基準額をもとに所得などに応じて13段階に設定しています。(裏面参照)
- 所得段階区分第1段階から第5段階について、公的年金控除額の差によって同じ年金収入の方でも保険料額に差が生じる場合があったことから、平成30年度以降は介護保険料算定に係る所得から年金所得を控除した額により保険料を計算することになりました。
- 平成29年度までは介護保険料算定の際に土地や建物等の売却収入に対する税法上の特別控除額が適用されず、介護保険料が高額となる場合がありますが、平成30年度以降は合計所得金額から租税特別措置法に基づく譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を介護保険料算定に係る所得指標として用いることになりました。
また、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除した額を介護保険料算定に係る所得指標として用いることになりました。
- 令和3年度より給与所得及び公的年金等の控除額が一律10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げることとなりましたが、介護保険料の計算は基礎控除前の所得を基に算出するため、収入状況の変動がなくても所得が増加し、保険料段階が上がる場合があることから、合計所得金額に給与所得又は公的年金等にかかる雑所得が含まれるときは、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除することとなりました。(控除後の所得金額が0円を下回るときは、0円)
- 低所得者の負担を軽減するため、消費税を財源とした公費を投入して、保険料基準額に対する料率を
第1段階は「0.5」から「0.3」、
第2段階は「0.75」から「0.5」、
第3段階は「0.75」から「0.7」に引き下げています。

ご自分がどの
段階にあたる
かは、裏面の
図でご確認
ください。



保険料の納め方

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の方

特別徴収

年金から差し引かれます

※任意で普通徴収を選択することはできません

- ・年金の定期支払いの際に、受給額から保険料が差し引かれます。
 - ・保険料は前年の所得等に基づいて決まりますが、前年の所得が6月に確定するため、前年度から継続して特別徴収の方の4月・6月・8月分の保険料については仮徴収として、「前年度2月引き去り額と同額」の保険料を納めていただきます。
 - ・10月・12月・2月分の保険料については本徴収として、確定した年間の保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めていただきます。
- ※8月の保険料は調整額として変更になる場合があります。

前年度	仮徴収(前年度の所得段階見込みで計算)			本徴収(6月に決定)		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書*などで納めていただく場合があります
・年度途中で65歳になった場合
・他の市町村から転入した場合
・年度の途中で保険料額が変更になった場合 など
※納付書とは、払込取扱票を指します。

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の方

普通徴収

納付書などで納めていただきます

- ・納付書に記載の納期限ごとに年10回、納付書または口座振替で納めていただきます。
 - ・保険料の納付には、便利で安心な口座振替がおすすめです。「保険料納入通知書、預貯金通帳、印鑑(通帳の届出印)」をご持参のうえ、北見市内の各金融機関、または市役所納税課・総合支所窓口等にてお手続きください。なお、口座振替の開始はご依頼のあった翌月末以降に納期が到来するものからとなりますのでご注意ください。
- なお、ゆうちょ銀行(郵便局)口座から振替される場合は、お近くの郵便局で直接お手続きください。

年度途中65歳到達及び転入の方の年額保険料計算方法

所得段階別の年額保険料 \times 誕生日・転入日の月から3月までの月数 = あなたの年額保険料
(1日生まれの方は誕生日の前月から3月までの月数) (100円未満切り捨て)

例

6月に65歳到達(6月2日から7月1日までにお生まれの方)、または転入された方の介護保険料は次のとおり算出します。

第5段階の場合

$\frac{72,900円}{12}$

\times 10ヶ月(6月～3月分)

= 60,700円
(100円未満切り捨て)

※この場合は、7月から翌年の3月までの9回に分けて納めていただくことになります。

問い合わせ先

北見市保健福祉部介護福祉課 ☎0157-25-1144
端野総合支所保健福祉課 ☎0157-56-2117
常呂総合支所保健福祉課 ☎0152-54-2114
留辺蘂総合支所保健福祉課 ☎0157-42-2425

